

# ○風俗環境保全協議会事務取扱要領の制定について

(平成 28 年 6 月 9 日例規第 43 号)

この度、別添のとおり「風俗環境保全協議会事務取扱要領」を定め、平成 28 年 6 月 23 日から施行することとしたので通達する。

別添

## 風俗環境保全協議会事務取扱要領

### 第 1 趣旨

この要領は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 38 条の 4 に規定する風俗環境保全協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下単に「委員」という。）の委嘱に関する事、及び協議会の開催結果等の報告について定めるものとする。

### 第 2 委嘱手続

#### 1 候補者の選出

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する規則（昭和 60 年県公委規則第 1 号）第 13 条に規定する地域を管轄する署の長（以下「署長」という。）は、風俗環境保全協議会の委員の委嘱に関する規程（平成 28 年県公委規程第 8 号。以下「規程」という。）第 2 条第 1 項各号に掲げる者であつて、次に掲げる要件を満たしているもののうちから委員にふさわしい者を候補者として選出すること。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (2) 協議会の活動に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 健康で活動力を有すること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

#### 2 候補者の推薦

署長は、風俗環境保全協議会委員候補者資料（様式第 1 号。以下「候補者資料」という。）により県本部生活保安課長（以下「生活保安課長」という。）を経由して公安委員会に候補者を推薦すること。

#### 3 候補者に係る審査

生活保安課長は、前記 2 の規定により候補者資料の送付を受けたときは、当該候補者について必要な審査を行うこと。

#### 4 再任の手続

委員を再任しようとする場合であっても、前記 1 から 3 までに規定する手続によること。

### 第 3 委員の解嘱及び辞職

#### 1 委員の解嘱の上申

署長は、委員が次に掲げるいずれかの事由に該当したときは、速やかに解嘱上申書（様式第2号）により生活保安課長を経由して公安委員会に委員の解嘱を上申すること。

- (1) 規程第2条第1項各号に掲げる者でなくなったとき。
- (2) 第2の1(4)に規定する暴力団員であることが明らかになったとき。
- (3) 委員たるにふさわしくない非行のあったとき。
- (4) 疾病等により委員としての活動が困難になったとき。

## 2 委員の辞職に係る承認申請

署長は、委員から辞職の申出を受けたときは、速やかに生活保安課長を経由して公安委員会に報告すること。

## 第4 報告

### 1 協議会の開催結果

署長は、協議会が開催されたときは、風俗環境保全協議会会議録（様式第3号）を作成し、その写しを生活保安課長を経由して生活安全部長に提出すること。

### 2 他署管内に関係する事項

署長は、協議会において述べられた意見が、他署管内に関係する事項であるとき、又は県本部の関係所属と協議する必要があると認められるときは、生活保安課長を経由して生活安全部長に報告すること。

### 3 特異重要な事案

署長は、協議会の運営に関し特異重要な事案が発生したときは、直ちに生活保安課長を経由して生活安全部長に報告すること。